

平成 28 年度税制改正に対する意見

平成 27 年 9 月



はじめに

わが国経済は、失われた 20 年と呼ばれる長期低迷の状態からの脱却に向けた動きを続けている。今後は、この景気回復の流れをより確かで力強いものとし、わが国が持続的に成長を続けるための環境整備を行う必要がある。

世界に目を向けると、わが国企業は、激化するグローバル競争の中で新興国の激しい追い上げを受けており、これを勝ち抜いていかなければならない。

一方、わが国が構造的に抱える中長期的な課題としては、急速に進む少子高齢化・人口減少への対応、その中での地方創生、公的債務増加の抑制などが挙げられる。今後、財政の早期健全化、社会保障と税の一体改革、地方分権改革の推進などに対して、総合的で戦略的な方策の立案が望まれるところである。

以上のように、わが国経済が持続的に成長を続けるためには、克服すべき様々な課題があるが、いずれにおいても、税制の果たす役割は極めて大きい。

このため、本会では中長期的な税制改革の方向性を展望した上で、至近年においてどのような租税政策を採るべきかについて意見を提起する。

意見は、前半で中長期的な税制の抜本改革の考え方を述べ、後半でその展開の一環として来年度の具体的要望事項を列記した。

政策当局におかれては、本提言を今後の政策運営に反映されることを大いに期待するものである。

平成 27 年 9 月

一般社団法人 中部経済連合会

会 長 三 田 敏 雄

副 会 長 上 田 豪

税制委員長

目次

第 I 部 税制改正の基本的見解	1
1. 税制改正の必要性 一わが国が直面する課題と税制の果たすべき役割	1
(1) 日本経済の再生.....	1
(2) 財政の早期健全化.....	1
(3) 人口減少・少子高齢化への対応.....	1
(4) 社会保障制度の持続可能性の向上.....	2
(5) 地方分権改革の推進、地方社会の持続性の向上.....	2
(6) 東日本大震災の教訓を踏まえた国土の強靱化.....	2
2. 改革の進め方	3
(1) 税制、財政、社会保障制度の改革を三位一体で進める.....	3
(2) 法人税と消費税の改革を税制改正の中心に据える.....	3
(3) 国税と地方税の役割を基本から見直す.....	4
(4) 法人税改革は国際競争力向上を意識し行う.....	4
(5) 経済社会の変化にふさわしい税制の新陳代謝を進める.....	5
3. 中部圏の税制への期待	5
4. 平成 28 年度税制改正に向けた論点の取り上げ	6
第 II 部 平成 28 年度税制改正に向けての意見	7
1. 企業の国際競争力を高める法人税制の整備	7
(1) 法人実効税率.....	7
(2) 課税ベース.....	7
(3) 国際課税.....	8
(4) グループ法人税制.....	9
(5) 連結納税制度.....	9
(6) 研究開発税制.....	9
(7) 欠損金の繰戻還付、繰越控除制度.....	10
(8) 減価償却制度.....	10
(9) 貸倒引当金制度.....	10
(10) 特別法人税.....	10
(11) 受取配当の益金不算入制度.....	10

2. 産業空洞化の回避と国内産業活性化に資する法人税制の整備	11
(1) マザー工場機能の拡充を支援する税制.....	11
(2) 海外所得の国内還流を促進する税制.....	12
(3) 知財の蓄積を促進する税制（パテントボックス税制）.....	12
(4) 為替リスクの安定化に資する税制.....	13
(5) 組織再編に関わる税制.....	13
(6) ベンチャー企業の育成に資する税制.....	14
3. 国土強靱化への企業の寄与を促進する税制の整備	14
(1) 背景および必要性.....	14
(2) 具体的な税制措置の案.....	15
(3) 税制措置の効果.....	16
4. 企業の税務負担の軽減	16
5. 実効性ある消費税制の整備	17
(1) 税率.....	17
(2) 用途.....	18
(3) 逆進性緩和策.....	18
(4) 仕入税額控除.....	18
(5) 消費税率を10%へ引き上げる際の配慮.....	18
6. 人口減少対策・地方創生に資する税制の整備	19
(1) 所得税.....	19
(2) 地方拠点強化税制.....	19
(3) マザー工場機能の拡充を支援する税制（再掲）.....	19
(4) ベンチャー企業の育成に資する税制（再掲）.....	20
(5) 中小企業の活性化に資する税制.....	20
(6) 中心市街地の活性化・コンパクト化に資する税制.....	20
(7) 耕作放棄地の活用を支援する税制.....	22
(8) インバウンド観光客の増加に資する税制.....	22
(9) 固定資産税.....	22
(10) 地方法人特別税.....	23
(11) 地方法人二税、地方消費税.....	23
(12) 外形標準課税.....	23
(13) 課税自主権.....	24

7. エネルギーの効果的な使用に資する税制	24
(1) グリーン投資減税.....	24
(2) 燃料電池車の普及拡大を促進する税制.....	24
(3) 地球温暖化対策税.....	25
8. 個人の活力向上に資する税制の整備	25
(1) 所得税改革の課題.....	25
(2) 相続税.....	26
(3) 贈与税.....	26
9. 複雑な自動車関係諸税の簡素化、負担軽減	26
10. 社会変化にふさわしい税制の新陳代謝	27
(1) 納税者権利憲章.....	27
(2) 印紙税.....	27
(3) 事業所税（再掲）.....	27
11. 中部圏活性化に資する税制の整備	28
(1) 中部圏の産業高度化に資する税制.....	28
(2) 先端技術開発の支援.....	28
(3) 総合特区制度における規制緩和の推進.....	28
(4) 中部圏における国家戦略特区の創設ならび税制の創設.....	29
(5) 中部圏における地方創生に資する税制.....	30
(6) 寄附税制.....	30

<付属書1> 産業空洞化の回避と国内産業活性化に資する法人税制の具体的措置案

<付属書2> 国土強靱化を促進する税制の創設

第 I 部 税制改正の基本的見解

1. 税制改正の必要性 ―わが国が直面する課題と税制の果たすべき役割

(1) 日本経済の再生

わが国経済は、平成 24 年末の政権交代以降、所謂アベノミクスの効果によって、失われた 20 年と言われる長期低迷状態からの脱却に向けた動きを続けている。しかしながら、わが国経済がこの景気回復に向けた流れを確実なものとし、持続的な成長に向かうためには、克服すべき多くの課題が存在する。

新興国企業などの著しい台頭によって、グローバル経済における競争環境は益々激化している。わが国企業がグローバル競争を勝ち抜くために、競争環境のイコールフットディング化（現在劣後している競争条件の対等化）は急務である。

また、産業空洞化の克服も重要である。企業が海外で得た収益を国内に還流することで国内投資と雇用を増加させ、新たな技術やビジネスを創出し、国内経済の活性化を促す必要がある。

加えて、資本・労働・生産性の維持・向上を図り、潜在成長率を高めることも重要である。

いずれの課題対応においても、税制の果たす役割は極めて大きいことから、わが国経済の再生と持続的な成長に向けた戦略的な租税制度の整備が望まれる。

(2) 財政の早期健全化

わが国の財政は、基礎的財政収支の赤字が継続しており、政府債務残高は 1,000 兆円を超えている。国際的にみても債務残高の GDP 比は先進国中突出して高い。一旦財政不安となれば、金利の不安定化を招き、市場経済の自立性や健全性を阻害するのみならず、わが国の信用力そのものを失いかねない。

したがって、わが国財政の早期健全化は喫緊の課題であり、まずは基礎的財政収支の安定的な黒字化を達成する必要がある。黒字化に向けては、歳出の見直しのみならず歳入の基となる税制の改革が極めて重要な役割を担うこととなる。

(3) 人口減少・少子高齢化への対応

急速に進む人口減少・少子高齢化などの人口論的な問題は、年金・医療・介護の各種の社会保障制度の持続可能性に対する不安を高めている。さらに労働力人口の減少は経済の潜在成長率の低下圧力となる。このため、人口減少・少子高齢化に対しては早期の対策が求められる。対策にあたっては、出生率の向上や子育て世代の負担軽減、女性や若者の活力向上に向けて、税制面での支援が望まれる。

また、人口減少下での地方創生、人口減少社会に見合った社会インフラの整備や維

持費の抑制に向けて、政府はグランドデザインを示した上で、税制面での適切な措置を講じる必要がある。

（４）社会保障制度の持続可能性の向上

若年世代と高齢世代の世代間の不公平性の解消は、社会保障制度の持続可能性の向上に向けた一つの大きな課題である。世代間の不公平性とは、若年世代が大きな社会保障負担を負う一方で高齢世代が好条件の給付を受けている現状や、若年世代の所得の伸びが低迷している一方で高齢世代は既に高度成長期に資産形成していることなどである。

社会保障制度の持続可能性を向上させるためにも、また、所得の再分配を図るためにも税制の役割は極めて重要である。

（５）地方分権改革の推進、地方社会の持続性の向上

魅力と活力溢れる特色のある地域社会を実現し、国全体の活力の向上に繋げるためには地方分権改革を進める必要がある。そのためには地方の自主財源の強化や、制度疲労をおこしている交付税制度の見直しなどの税制面の改革が必要となる。

また、過度な首都圏一極集中の是正、人口減少下での地方創生、企業の地方拠点の強化、地方都市の中心部の再生などの課題に対しても税制が果たす役割は大きい。

（６）東日本大震災の教訓を踏まえた国土の強靱化

東日本大震災からの復興活動は今も続けられている。政府は復興庁を中心にして、引き続き被災地の一日も早い復興と被災者の生活再建を支援する必要があることは言うまでもない。

加えて必要なことは、未曾有の被害から得た教訓を活かし、今後起こり得る大震災に備えて国土強靱化を図ることである。このため、平成25年12月には「国土強靱化基本法」が施行され、平成26年6月には「国土強靱化基本計画」が閣議決定された。これに基づき、住宅・都市、エネルギー、情報通信、産業構造、交通・物流、農林水産、国土保全などの一連の分野について対策が講じられているところである。

東日本大震災の重要な教訓の一つが、サプライチェーンの寸断等による経済活動の麻痺であった。このことを踏まえれば、国民経済全体のレジリエンス向上の観点から、企業の自主的な防災・減災対策を推進することは、国土強靱化の趣旨と合致する。

したがって、企業が自社の防災・減災対策の推進という形で国土強靱化に寄与することを促す税制の整備は重要である。このような税制は、地震が発生した場合、経済活動の被害軽減や継続性向上のみならず、地域雇用の早期回復、地域コミュニティの再生など、災害への耐性を高めることに役立つと考えられる。

2. 改革の進め方

(1) 税制、財政、社会保障制度の改革を三位一体で進める

わが国の消費や投資が拡大するためには、国民が将来の生活に対する安心感や期待を持ち、明るい展望を持ち続けることができるような社会の実現が必要である。

そのためには、税制、財政および社会保障制度の三つについて、一体的に改革を進めるべきである。さらに、租税も社会保障料も国民負担という観点からは一体として国家財政を形成しているという認識に立ち、有機的で総合的な有効活用が行われる必要があると考えられる。

財政健全化については、平成 26 年 4 月に消費税率が 8 %へ引き上げられた。消費税率 10%への引き上げについては、当初予定された平成 27 年 10 月から平成 29 年 4 月に 1 年半延期されたが、景気判断条項は削除されている。引き上げを確実に実施するとともに、歳出の見直しについて、今後更なる検討が進められることを期待する。

社会保障制度については、平成 25 年 8 月に社会保障制度改革国民会議の報告書がとりまとめられ、改革の方向性、少子化対策、医療・介護、年金分野の改革案等が示された。

政府においては、国民のあるべき受益水準とそれに相応しい負担のあり方について、合理的で持続可能性のあるビジョンを示した上で、改革を推進して頂きたい。

(2) 法人税と消費税の改革を税制改革の中心に据える

「骨太の方針 2015」の副題「経済再生なくして財政健全化なし」のように、税収の増加、財政再建のためには、わが国の持続的な経済成長が不可欠である。

持続的な経済成長のためには、企業収益の増加→投資、雇用の増加→生産性の上昇、イノベーションや新たなビジネスの創出→企業収益の増加、といった国内経済の活性化に向けた好循環が生まれることが必要である。

そのためには、安倍首相が言うように「日本を世界で 1 番ビジネスのしやすい国にする」必要があり、内外の企業が活躍しやすい素地を整えるべく、企業の税負担の軽減が望まれる。

また、わが国の法人税を OECD 主要国と比較すると、わが国は法人税収の GDP 比が高く、税収全体に占める法人税の比率が高いといった特徴がみられる。これは平成 26 年度の年次経済財政報告も指摘している特徴である。

さらに、税収面からみると法人税は景気変動の影響を受けやすい一方で、消費税は景気の変動を受けにくく安定しているといった特徴があるため、安定財源の確保の観点からは消費税の拡充を図るべきである。

以上のことから税制の抜本改革においては、法人税のウェートを引下げ、消費税のウェートを引き上げることで税収構造を見直すことが重要である。このことにより、

「法人税負担の軽減→生産の拡大→所得と消費の拡大→消費税収の拡大→財政健全化の促進」という、より高い経済成長と財政の早期健全化の両立が期待できる。

また、実効性ある税制の抜本改革のためには納税者の納得性を高める必要があるが、平成 28 年 1 月から開始されるマイナンバー制度はこれに資すると考えられる。本制度によって納税者の所得や資産の捕捉が正確に行われるとともに、納税の公正性が確保され、さらに課税庁の事務の合理化が行われることを期待したい。

（３）国税と地方税の役割を基本から見直す

本来あるべき国の基本的な役割は、外交、防衛および国民経済レベルでの変化に応じた機動的な政策発動などマクロ的な機能であると考えられる。

これに対して、地方の基本的な役割は、地域の実態に応じた行政サービスの安定した提供であると考えられる。したがって、地方は行政サービスとの対応関係が妥当で、且つ安定した自主財源の基盤を備える必要がある。

平成 20 年秋の所謂リーマンショックに始まった経済危機によって、県・市町村の税収が激減し、自治体によっては一部の行政サービスの継続が危ぶまれる事態も生じた。これは、景気に応じて変動しやすい歳入構造上の問題であり、この点からも地方の安定した自主財源の基盤整備が急務である。

安定財源の観点からは、偏在性が大きく景気変動の影響を受けやすい地方法人二税を縮減し、比較的安定した収入が得られる地方消費税の拡充を図るべきである。また、自主財源の観点からは、中央政府と地方政府の税収割合（中央：地方＝6：4）を歳出割合（中央：地方＝4：6）に近づけるべく、地方への財源移譲を図るべきである。地方への財源移譲にあたっては、新たな国民負担を抑制しつつ地域間格差を縮小することが可能な、水平的財政調整などの仕組みを導入すべきである。

また、行政サービスとの対応関係の妥当性の観点からは、償却資産に対する固定資産税など、応益性を見出し難い税目は廃止ないし整理削減すべきである。

（４）法人税改革は国際競争力向上を意識し行う

グローバル化の進展に伴い、各国は地球規模の大競争を勝ち抜くための有力な手段として国内租税制度の整備を戦略的に進めている。したがって、わが国は、各国が租税制度の優劣を競っているという認識に立ち、税制の改革を進めるべきである。

法人実効税率の引き下げ競争はその典型例である。平成 26 年 6 月に閣議決定された『日本再興戦略』改訂 2014』において、今後数年で法人実効税率を 20% 台まで引き下げることが示され、平成 27 年度から法人実効税率が引き下げられた。

しかしながら、依然として税率は諸外国に比べ高い水準にあるため、早急に国際競争力を維持できるレベルへの引き下げを実施して頂きたい。その際、わが国企業の実

質的な税負担の軽減が図られるよう、課税ベースについても国際競争を意識した検討を期待する。

加えて、わが国企業を取り巻く競争環境は、新興国の激しい追い上げを受け、日々激しくなっている。その中でわが国企業が事業活動において競争力を高めるインセンティブが働くような税制の制度設計を図るべきである。

また、国内市場が伸び悩む中、企業が需要の増大が見込まれる海外に展開していくことは自然な流れであるが、そのまま放置すれば産業空洞化がますます進行していくことになる。産業空洞化に歯止めをかけ、わが国経済が持続的に成長していくためには、需要の増大が見込まれる海外の活力を取り込んでいくことが重要である。

このため、海外で得た収益を国内に還流させるインセンティブが働く税制を整備すべきである。

国際課税についても国際的な競争を意識し、わが国企業の実情に合った税務行政の運用を期待する。

(5) 経済社会の変化にふさわしい税制の新陳代謝を進める

経済社会を取り巻く環境は目まぐるしく変化している。租税特別措置は、実現すべき政策目標を踏まえた上で、経済社会の変化に応じた見直しを進める必要がある。

また、行政や税制およびそのシステムについても変化へ適合するような見直しを行うべきである。具体的には、I T技術の浸透に対応した電子政府の推進、e-T A Xおよびe L T A Xの環境整備、それらと整合的な租税実務のペーパーレス化や簡素化、利便性の向上などである。

さらに、平成 28 年 1 月から開始されるマイナンバー制度を活用して、課税庁の事務の効率化を図るとともに、納税者の利便性の向上を図るべきである。

加えて、時代の変化とともに存在意義を失い合理性を無くした制度や、むしろ弊害を生んでいる制度の見直しに加え、新旧の制度が併存することによって弊害を生んでいる制度の新制度への一本化などの見直しを機動的且つ迅速に実施すべきである。

具体的には、事業所税や印紙税に代表される役割を終えた税制の廃止、また、納税者の正当な権利を保障する観点からの納税者権利憲章の整備などである。

3. 中部圏の税制への期待

中部圏は、「ものづくり」の中核として、わが国経済の発展に貢献してきたが、今後も自動車や工作機械などの既存産業に加え、次世代自動車、航空宇宙、ヘルスケア、環境・リサイクル、観光などの新たな産業を育成していく。特に観光については豊富な観光資源を生かし、インバウンド観光客やその消費の増加を図っていく。

また、平成 39 年（2027 年）に開業予定のリニア中央新幹線、中部国際空港や主要港湾、主要都市を効果的に結びつけた交通インフラの整備が進められており、これらが中部圏のさらなる発展、ひいてはわが国経済の発展につながっていく。

一方で、急速に進む人口減少・少子高齢化や東京一極集中への対応、この状況下での地方創生なども喫緊の課題であり、中部圏も例外ではない。

したがって、産業競争力強化、産業基盤を支える中小企業の支援、地域の発展基盤強化や、まちづくり等に資する税制の創設や整備を要望する。

4. 平成 28 年度税制改正に向けた論点の取り上げ

ここまで述べてきた、税制改正の必要性、改革の進め方および中部圏の税制への期待を踏まえ、平成 28 年度の税制改正に必要な論点として、次の 11 項目を取り上げた。

第Ⅱ部では、これらの項目毎に税制改正に対する意見を展開する。

- (1) 企業の国際競争力を高める法人税制の整備
- (2) 産業空洞化の回避と国内産業活性化に資する法人税制の整備
- (3) 国土強靱化への企業の寄与を促進する税制の整備
- (4) 企業の税務負担の軽減
- (5) 実効性ある消費税制の整備
- (6) 人口減少・地方創生に資する税制の整備
- (7) エネルギーの効果的な使用に資する税制
- (8) 個人の活力向上に資する個人税制の整備
- (9) 複雑な自動車関係諸税の簡素化、負担軽減
- (10) 社会変化にふさわしい税制の新陳代謝
- (11) 中部圏活性化に資する税制の整備

第Ⅱ部 平成28年度税制改正に向けての意見

《重点要望項目》

租税制度の改革に向け、特に以下の3点について要望する

- 法人実効税率の確実な引き下げ
- 国土強靱化への企業の寄与を促進する税制の整備
- 人口減少・地方創生に資する税制の拡充

1. 企業の国際競争力を高める法人税制の整備

(1) 法人実効税率

政府は平成26年6月に閣議決定した『日本再興戦略』改訂2014の中で「法人実効税率を20%台まで引き下げることを目指す」としており、平成27年度から引き下げが実施された。国・地方の法人実効税率は28年度までに3.29%引き下げられ、28年度には31.33%となるが、それでもわが国の法人実効税率は先進国の中で依然として高い部類に属する。

課税の国際比較という観点からも法人実効税率は重要である。例えば、法人実効税率はわかりやすい指標であり、外国企業がわが国への投資をする際の重要な判断材料になる。また、経済のグローバル化が進展する中で、多国籍企業が税負担の軽い国へ親会社を移転する等のインバージョンが増加しているが、今後、同様の行動をとるわが国企業が増加する可能性もある。

このように、法人実効税率の引き下げは、わが国企業の資本蓄積や、国際競争力の維持・向上、外国企業のわが国への誘致促進等に寄与すると考えられることから、「日本再興戦略」で示されたように早急に20%台へ引き下げるべきである。

引き下げにあたっては、財源確保のために税制の抜本改革が必要となるが、法人税の軽減、消費税の拡充という組み合わせを中心に据えるべきであり、偏在性と不安定性といった問題がある地方法人2税の縮減をセットにするべきである。

(2) 課税ベース

法人実効税率の引き下げにあたっては、代替財源を法人税制の枠内で確保しようとして当然のこのように課税ベースを拡大することは望ましくなく、消費税を含む租税体系全体で合理性の高い改正、改革を行うべきである。

したがって、課税ベースの縮小に向けた努力を行うべきであり、「試験研究を行った場合の法人税額の特別控除制度」「欠損金の繰越控除制度」「減価償却制度」「貸倒引当金制度」などについて、近年拡大された課税ベースの縮小を図るべきである。

このことにより、法人課税における実質的な税負担を軽減することができ、国際競争におけるイコルフットィングを図ることが可能となる。

(3) 国際課税

①移転価格税制

国際的な競争環境のイコルフットィングを図るために、移転価格税制が的確に運用されることが重要である。実効ある当該税制の運用に向け、紛争関係国間で適正な調整が速やかに行われることが必要である。

このため、租税条約ネットワークの拡大、OECDガイドラインの改正および二国間協議・事前確認などにおいて、わが国が戦略的な視点から移転価格税制の国際的なルール形成・運用の改善をリードしていくことが重要である。

また、課税庁による税務調査は、二重課税の回避を最大の目的として実施頂きたい。加えて、制度の執行にあたっては、追徴などの処分を行う前に、わが国企業との認識の相違点などについて相互理解を十分に図った上で、紛争関係国との合意形成を最大限図って頂きたい。あわせて、判断・調整プロセスについても更に透明性を高めて頂きたい。

このことにより、納税されるべき国で納税され、企業にとってもグローバルな事業活動における二重課税、追徴などに対する資金や紛争費用の負担などのリスクが軽減されることとなり、国益の確保が図られることとなる。

②外国税額控除制度

外国税額控除制度については、外国税額控除限度を超過した部分の繰越期間を3年から10年に延長するなどの改善を図るべきである。

③タックスヘイブン税制

平成27年度税制改正において、トリガー税率が20%以下から20%未満に変更されたところであるが、この税率は、かなりの数の主要先進国（地域）が租税回避国と認定される水準である。主要先進国を含めた世界的な法人税率引き下げ競争が繰り広げられる中では、トリガー税率を18%程度にまで引き下げるべきである。

このことにより、実質的に租税回避国でない国に進出している企業の競争力が高まることに加えて、適用除外申請など事務手続きの負担軽減が見込まれる。

(4) グループ法人税制

グループ法人税制は、法人の組織形態の多様化に対応するために平成 22 年度に導入された制度であるが、大きく 2 つの課題が存在する。

第 1 に、大法人の 100%子法人は資本金が 1 億円以下であっても中小企業向け特例措置が適用されない公平性の課題である。

第 2 に、100%グループ内の法人間の譲渡取引の損益繰延べに係る事務負担上の課題である。具体的には、対象となる譲渡取引資産の抽出、個社・グループの税金計算、対象資産の管理などの煩雑さである。これらはグループ再編を行う毎に増大するため、戦略的・機動的な再編の障害となる。

以上のことから本制度については、これらの課題と実態を見極めた柔軟な見直しを図るべきである。

(5) 連結納税制度

連結納税制度は、わが国企業の国際競争力を強化するために導入された制度であり、高度利用が期待された。しかしながら、先進諸外国に比べ活用は進んでおらず、所期の目的に合わせて制度の改善を図るべきである。

第 1 に、連結納税の要件を緩めるべきである。現行制度では一旦連結納税グループに入れた場合は継続して適用しなければならないなど硬直的である。

第 2 に、子会社が連結グループに加入する際に行われる資産の時価評価は廃止すべきである。現行制度では、時価評価の結果、認識された含み益は課税されることになっており、円滑な事業再編の足かせとなっているため廃止すべきである。

第 3 に、連結納税の申告について、子会社の個別帰属額届出書の別表および添付書類提出の省略など、手続きの簡素化を図るべきである。

(6) 研究開発税制

わが国企業は、研究開発に多くの資本を投下することで競争力を維持しているが、国内において研究開発を継続する上で、研究開発税制が果たす役割は極めて大きい。

平成 27 年度税制改正で、控除上限が総額型（法人税額の 25%）とオープンイノベーション型（同 5%）の個々の枠となったが、これを元の制度に戻して、一つの枠として控除上限（同 30%）が適用される制度とすべきである。また総額型の 1 年間の繰越控除制度が廃止されたが、これを復活すべきである。

さらに、増加型、高水準型の選択となっている上乗せ措置は平成 28 年度までの時限措置となっているが、これを恒久化すべきである。

(7) 欠損金の繰戻還付、繰越控除制度

欠損金の繰戻還付は、平成 21 年度税制改正で中小企業について復活したが、大企業についても制度を復活し、繰戻期間についても延長すべきである。

また、欠損金の繰越控除については、平成 27 年度税制改正により大企業の繰越控除限度の割合が 2 段階で引き下げられることとなった。平成 27 年度からは 80%から 65%に、平成 29 年度以降は 50%に引き下げられるが、これを全額控除可能な元の制度に戻すべきである。控除の期間については、平成 29 年度以降は現行の 9 年から 10 年に延長されるが、これをさらに延長して欧米並みの 20 年以上とするべきである。

これらのことにより、企業経営の安定性が確保され、ひいては経済社会および雇用の安定に繋がるものと考えられる。

(8) 減価償却制度

減価償却制度の定率法の償却率については、平成 24 年度より従来の定額法の償却率の 250%から 200%に縮小された。わが国企業の設備投資を促進し、生産性の向上や研究開発促進等に対するインセンティブが働くよう、元の制度に戻すべきである。

また、技術革新が進むなかで設備が陳腐化するスピードが速まっているため、減価償却制度の定率法の存在意義は高いと考えられる。このため、定率法については今後も制度を維持すべきである。

(9) 貸倒引当金制度

貸倒引当金の税務上の損金算入制度については、平成 24 年度から適用法人が銀行、保険会社等および中小法人等に限定されることとなった。

企業会計では取り立て不能の恐れがある債権については、貸倒引当金を合理的な見積もりによって適正に計上しなければならない。これについて税務上、損金に認定することは全ての企業にとって相当の妥当性があることであり、この税制の適用を銀行、保険会社等および中小法人等に限定する措置は適正性を欠く。

したがって、企業の限定を解除し、元の制度に戻すべきである。

(10) 特別法人税

現在、凍結状態にある特別法人税は本格的に撤廃すべきである。

(11) 受取配当の益金不算入制度

平成 27 年度税制改正では、法人実効税率を引き下げる際の減収分を補う原資を法人税制の枠内から調達するために、受取配当の益金不算入制度が縮減され、課税強化の方向となった。

本来、法人の受取配当については、二重課税排除の観点から全額を益金不算入とするのが原則であり、これに近づける努力をすべきであるため、再度の見直しを行うべきである。

2. 産業空洞化の回避と国内産業活性化に資する法人税制の整備

＜詳細は「付属書1」参照＞

わが国経済が持続的に成長していくためには、成長が期待される新興国を中心とした海外活力を如何に取り込むかが重要である。

このため、企業の多くは世界市場をグローバルに見渡して、成長性の高い市場の近くに生産拠点を展開し業容の拡大を図ろうとしているが、この動向は今後も継続すると考えられる。その際、海外生産拡大が国内生産拡大を伴わない形で進み、国内の産業空洞化が進展するならば、技術保全や技能伝承、雇用維持など国内経済に様々な課題が生じることとなる。

したがって、企業の海外生産拡大と国内経済活性化の両立を目指す政策が必要となる。具体的には、企業が海外で得た利益の国内還流を促し、生産や雇用の拡大、ひいては産業構造転換等の国内経済活性化を促進する政策が必要である。加えて、技術保全・流出防止の支援を図るなど、国内を拠点にビジネスを継続できる環境の整備が必要である。

また、平成24年末までの異常な円高で被った悪影響を忘れてはいけない。円高の影響は企業業績を直撃し、わが国企業はその克服のために血のにじむような努力を行ってきた。この教訓を活かし、為替変動のリスクを緩和するような制度の整備が必要である。

これらの措置は、国内経済の活性化およびわが国経済の持続的成長に不可欠なものと考えられるため、以下に記載する制度の整備を要望する。

なお、具体的な税制措置の案については、巻末に「付属書1」として掲載している。

(1) マザー工場機能の拡充を支援する税制

マザー工場とは、自社の海外生産拠点の母型となる生産拠点を指す言葉として使用され始めたが、現在ではそうした役割にとどまらず、当該企業の競争優位の源泉を生みだし、維持・強化する役割を広く「マザー工場機能」と呼ぶようになってきている。具体的には、①製品・製法の原型づくり、②製品・製法の高度化および展示、③技術・技能・ノウハウの継承（人材育成）、④技術・技能・ノウハウの外部漏えい防止（ブラックボックス化を含む）、⑤蓄積した技術・技能・ノウハウを活用したソリューションの提供および新ビジネスの展開、などである。

このようなマザー工場機能を国内に整備・拡充することで、国内雇用を守りつつ海外展開を行うことが可能となり、ひいては企業全体の競争力の維持強化につながる。

このため、マザー工場機能を整備・拡充するための設備投資や、雇用者の増加を対象にした優遇税制を設けるべきである。具体的には、設備投資に対しては、即時償却または税額控除（設備5%、建物・構築物3%）を可能とすること、雇用者数の増加に対しては、税額控除（雇用者の10%以上の増加に対して一人あたり70万円の税額控除など）を要望する。

このことにより、優位性の高いわが国のものづくりに関連する技術力を引き続き維持、向上していくことが可能となり、国内雇用の促進にも繋がるものと考えられる。

（2）海外所得の国内還流を促進する税制

企業が海外で得た収益の一部は通常、現地に再投資される。それとともに親会社などに対する配当として日本に還流しており、その使い道は、国内の研究開発や設備投資、従業員への賃金手当などである。成長する海外活力を取り込み、わが国の経済が持続的に成長していくために、まずは資金の還流を増やしていくことが重要である。

このため、外国子会社配当益金不算入制度における益金不算入の割合を現行の95%から100%に引き上げ、さらには還流増加分などに対する税額控除等を行い、海外で得た所得の国内還流を促進すべきである。

これらのことにより、国内に還流した資金による国内経済の活性化や産業構造の転換が図られるものと考えられる。

（3）知財の蓄積を促進する税制（パテントボックス税制）

近年、知的財産権に起因する所得について低税率や所得控除を適用する制度の導入が欧州を中心に進んでおり、知的財産を開発された国から税負担の低い国へ移転するといった企業行動が見受けられる。

しかしながら、今のところわが国にはこのような制度は存在しておらず、制度整備が遅れば、わが国企業の競争力の低下を招くのみならず、知的財産権を税負担の低い国へ移転させざるを得なくなるような状況に繋がりがねない。このため、B E P S（Base Erosion and Profit Shifting／税源侵食と利益移転）に係る国際的な税制の協調に配慮しつつ、特許権などの適格知的財産から生じた所得に対して法人税の低減税率の適用を可能とするパテントボックス税制を整備すべきである。

このことにより、知財戦略や国内の技術開発が促進され、ロイヤリティや知的財産権の譲渡益など、知的財産から生じた所得を国内に還流させることが可能となる。

(4) 為替リスクの安定化に資する税制

企業は為替変動による収益の変動リスクを軽減するために、輸出入の決済に必要な外貨の先物予約などの手段を講じている。しかしながら、リスクは完全には除去できないため、企業収益を確定する時点で為替変動の影響を平準化する方法があれば、企業にとって利用価値が高いと考えられる。

そこで、為替変動による収益変動の調整を図る、無税での準備金積立金制度の創設を検討すべきである。

このことにより、企業収益の変動リスクが緩和され、その結果として安定的な企業経営、ひいては雇用の安定、さらには法人税収の安定に資すると考えられる。

(5) 組織再編に関わる税制

わが国経済の持続的成長のためには、産業の新陳代謝を促進することで国内経済の活性化を図ることが重要である。

しかしながら、わが国では同一業種内に多くの企業が存在しており、国内でのし烈な競争に加え、グローバル化が進む中で、海外でも競合他社との激しい競争を展開している。それにもかかわらず、わが国企業の合併・買収・組織再編がなかなか進まないのは、税制が理由の一つとして考えられる。

わが国における組織再編では、その対価として株式のみを交付する場合は、税制上の適格組織再編となり課税の繰り延べが可能となるが、現金などの株式以外を使用する場合、非適格組織再編となるため、時価譲渡を行ったものとして課税関係が生じることとなる。このため、株式以外の資産が一部交付された場合においても課税繰延措置が適用されるよう税制を改正すべきである。

このことにより、対価に拘束されない自由度の高いM&Aが可能となること、多額の対価が準備可能となることで大型のM&Aが可能となると考えられる。加えて、組織再編を更に促進するために、課税の繰り延べからさらに踏み込んで、例えば税の減免等の思い切った税制優遇措置についても検討すべきである。

また、平成 23 年に産業活力再生特別措置法が改正され、同法の認定を受けることで、わが国においても自社株式を対価とするTOB（株式公開買付）が実質的に可能となった。

しかしながら、自社株式を対価としたTOBの活用は進んでいない。原因としては、TOBに応募した株主に対する株式譲渡損益や譲渡所得等に対する課税が考えられる。このため、TOBに応募した法人株主の株式譲渡損益、個人株主の譲渡所得等に対する課税の繰り延べを可能とするよう税制を改正すべきである。

このことにより、産業の新陳代謝が進み、国内経済活性化にプラスの効果が生ずるものと期待される。

(6) ベンチャー企業の育成に資する税制

わが国経済の持続的成長のためには、産業の新陳代謝を促進することが重要である。

しかしながら、わが国の起業活動は国際的に見ても不活発と言わざるを得ない状況にあるため、ベンチャー企業の育成を図る制度の更なる整備が必要である。平成26年度に、ファンドを通じて出資する企業が出資額の8割を限度として損失準備金を積み立て損金算入できるベンチャー投資促進税制が創設されたが、わが国の起業活動の活性化に向け、以下のように制度のさらなる充実を図るべきである。

第1に、研究開発型のベンチャー企業では、事業拡張期以上に立ち上げ期の資金ニーズが高い企業が多くあることから、「投資額の5割以上が事業拡張期の新事業開拓事業者であること」とするファンドの投資先の要件を、「投資額の5割以上が創業期および事業拡張期の新事業開拓事業者であること」に緩和すべきである。

第2に、企業がファンドを通さずに直接実施するベンチャー企業への投資に対する税額控除の適用を可能とすべきである。

第3に、ベンチャー企業の発展にとって非常に重要な「ファーストカスタマー（初めて購入する顧客）」の出現を後押しするために、国が認定した適格ベンチャー企業の製品・サービスを企業等が率先して購入する際に、購入金額の30%程度の税額控除を可能とするべきである。

これらのことにより、ベンチャー企業の資金需要が充たされ、新たな技術や産業の創出、ひいては国内経済の活性化に資するものと考えられる。

3. 国土強靱化への企業の寄与を促進する税制の整備

＜詳細は「付属書2」参照＞

(1) 背景および必要性

東日本大震災が尊い人命や国民の財産、わが国経済に対して甚大な被害を与えたことを教訓に、平成25年11月に改正耐震改修促進法が施行された。これは、住宅や不特定多数の者が利用する建築物について、利用者等の安全に主眼を置き当該建築物の耐震性の向上を図ることを趣旨とするものである。

今後は、これに加えて、財・サービス等の生産の用に供する施設（建築物、土木構造物、機械設備等）について、事業者の事業継続性の向上に主眼を置き当該施設の耐震性等（津波、液状化対策を含む）の向上を図ることを趣旨とする政策が整備される必要があると考える。その施策は、税制、補助金、政策金融などを含めた総合的な政策とすることが必要であるが、中でも税制に期待される役割は大きい。

今後、発生の可能性が高い南海トラフ巨大地震や首都圏直下型地震を想定した場合、

わが国の防災・減災のレベルを総合的に向上させることが必要である。企業の災害に対するレジリエンスの向上を通じたわが国経済全体の継続性を高める制度整備の一環として、以下のような税制措置を提言する。

(2) 具体的な税制措置の案

企業が防災・減災対策のために自主的に行った対策のうち、資産計上がなされる建物や設備等への投資に対する税制優遇措置を要望する。

○事業用建築物の耐震化に係る設備投資

耐震性向上を目的とする既存の事業用建築物の改修・増改築であって関係基準等を満たす設備投資、あるいは事業用建築物の新築・建替えであって関係基準等を満たす設備投資については、その結果取得された建築物あるいはその部分について、グリーン投資減税（7.（1）参照）と同様に、取得額の30%の特別償却もしくは取得額の7%の税額控除を可能とする。

○津波被害の軽減に係る設備投資

津波被害の軽減を目的とする既存の防潮堤・防波堤の強化や新設であって関係基準等を満たす設備投資、あるいは避難を目的とする既存施設の高層階化や新設であって関係基準等を満たす設備投資については、その結果取得された施設あるいはその部分について取得額の30%の特別償却もしくは取得額の7%の税額控除を可能とする。

○安全性のより高い場所への移転に係る設備投資

地震に係る被害を軽減できるより安全性の高い場所への移転を目的とする事業場あるいは施設の移転であって関係基準等を満たす設備投資については、その結果取得された事業場あるいは施設について取得額の30%の特別償却もしくは取得額の7%の税額控除を可能とする。

○非常用機器の設置に係る設備投資

地震被害に係る事業の継続性の向上を目的とする非常用自家発電など非常用機器等であって関係基準等を満たす設備投資については、その結果取得された機器の取得額の30%の特別償却もしくは取得額の7%の税額控除を可能とする。

○液状化対策に係る工事

地盤の液状化に係る被害の軽減を目的とする地盤改良等の工事であって関係基準等を満たす投資については、土地の簿価の増加額の7%の税額控除を可能とする。

(3) 税制措置の効果

まずは、将来、震災が発生した場合に被害額を軽減する効果が見込まれる。その結果として復旧・復興への国費投入が抑制できることとなる。次に、企業活動の継続性が向上する効果が見込まれる。その結果として地域雇用の確保、国民経済の持続性が向上する効果が見込まれ、さらにその結果として諸税収の減少が抑制される効果が見込まれる。

また、対策を講じることで裾野の広い建設関係の需要が喚起される結果、中小企業の活性化、地域雇用の向上、消費の維持拡大など、経済全般にわたって多面的な景気浮揚効果があると考えられる。

4. 企業の税務負担の軽減

納税者である企業の納税に係る事務負担は、各種帳票の収集から申告まで膨大なものとなっている。わが国企業の競争力の維持・向上を図る観点から、企業の事務負担の軽減を図る方策について検討を行い、税制およびその申告手続きについて以下のように簡素化を図るべきである。

○申告調整事務の軽減

わが国の税制は、確定決算主義を採用しているが、会計基準と税法基準の差異に関する申告調整が多く煩雑であるため、企業の事務負担が大きい。特に、国際会計基準（IFRS）が適用されると、会計基準と税法基準の差異が更に拡大することが想定される。平成26年7月に日本版IFRS最終案が公表されたが、今後、IFRS適用の検討を進める中で、税制のあり方についても検討されることを期待する。

○減価償却資産事務の軽減

減価償却制度については、平成20年度の税制改正で機械装置の耐用年数区分の簡素化、明確化が図られたが、機械装置以外の有形減価償却資産（建物等）に係る耐用年数の区分についても同様の見直しを行い、簡素化を図るべきである。機械装置についても耐用年数表の細目に記載されていない設備（「事業用燃料電池発電装置」など）には、「その他の設備・もの」として長い耐用年数が適用される資産があるため、見直しを図り明確化すべきである。また、事業の実態に合わせた耐用年数の適正化を図るべきである。

○地方税の納付事務の軽減

地方税について、法人事業税の外形標準課税、とりわけ付加価値割は、煩雑さが大きい代表例である。また、複数の自治体に跨る申告手続きの一元化や自治体毎に異なる帳票の統一など、手続きや窓口について簡素化が図られるべきである。

○納付の電子化の推進

e L T A Xについて、平成 17 年 1 月に稼働が始まり、現在は全自治体に導入されているが、一部の機能に留まっている自治体が多く存在する。また、新旧の両制度が併存し企業の事務負担を増加させていることから、全自治体において、申告、申請・届出、納税が包括的に電子化されることを要望する。加えて、e L T A X・e-T A Xの両電子申告・納税システムについて、紙ベースでの提出資料を極力少なくするなどの実務面の効率化を図る改善を要望する。

○マイナンバー制度の有効活用

マイナンバー制度については、平成 28 年 1 月から運用が開始されるが、企業の納税業務の効率化ならびに、課税庁の事務合理化と人員などの削減にも寄与する制度設計と運用を行うべきである。

5. 実効性ある消費税制の整備

(1) 税率

増大する社会保障費への対応を含め、急務となっている財政再建のためには税制の抜本改革が必要である。抜本改革は法人税の縮減、消費税の拡充という組み合わせを中心に据えるべきである。

消費税率 10%への引き上げについては、当初予定された平成 27 年 10 月から平成 29 年 4 月に 1 年半延期されたが、これを確実に実施すべきである。その際、景気が腰折れしないよう、8%への税率引き上げ時と同様に経済対策についてもあわせて検討をお願いしたい。

基礎的財政収支を黒字化し、将来的に財政赤字を圧縮するためには、社会保障費をはじめとする歳出の削減を図る一方で、今後、消費税率を 10%台半ばないし後半まで引き上げざるを得ないと考えられる。財政健全化に向けて、更なる消費税制の検討が進められることを期待する。

(2) 使途

税率の引き上げによる税収の増加分については、当面、増大する社会保障費などに充当されるべきである。ただし、目的を限定した目的税とすることについては、財政運営の硬直化を招くこれまでの経験に鑑み反対である。

(3) 逆進性緩和策

消費税率を 10%へ引き上げる際の逆進性緩和措置について一定の議論があるが、税収は低所得者を中心とする社会保障に充当されるという消費税の本来の目的からみて、10%程度までは基本的には必要ないものと思われる。

もし、仮に何らかの対策を講じるとすれば、消費の一時的な冷え込みを緩和する経済対策が重要である。さらに進んで逆進性緩和策を講じるとすれば、簡素な給付措置の拡大、あるいは所得税の給付付き税額控除が有効であり、複数税率は効果として最も劣後すると思われる。なぜならば、複数税率は消費税体系を複雑なものとし消費税制の効率を低下させるとともに、納税者の過重な事務負担を強いるのみならず、高額所得者にも恩恵が及ぶ不完全な制度だからである。

一方、消費税率が10%を超える水準となった場合は、逆進性緩和策を検討する必要があると考えられる。したがって、給付方式と税額控除を組み合わせた所得税の給付付き税額控除を中心に現段階から検討を深めておくべきである。

給付対象者の捕捉などの課題については、マイナンバー制度の活用により克服に努めるとともに、中間所得層のみが過重な負担を強いられることがないように、あわせて所得税率の見直しなどを行うべきである。

(4) 仕入税額控除

仕入税額控除における95%ルールは、平成24年度から適用範囲が課税売上高5億円以下の事業者に限定された。本制度は事業者の事務負担に配慮する観点から講じられたものであるため、元の制度に戻すべく再検討すべきである。

(5) 消費税率を10%へ引き上げる際の配慮

消費税率を10%へ引き上げる際には、8%への引き上げ時と同様に、住宅のような高額商品の購入に関連する税負担の軽減（住宅ローン減税等）など、税制面での配慮を含めた経済対策について検討をお願いしたい。

また、直前の課税期間の確定消費税額が400万円以下の事業者については、納付回数が年2回となっているが、回数を増やすなど事業者にとって自由度の高い納付条件を整備して頂きたい。このことにより、消費税の滞納を減らす効果が期待できる。

6. 人口減少対策・地方創生に資する税制の整備

(1) 所得税

①配偶者控除制度の見直し

配偶者控除は、所得税では昭和 36 年、個人住民税では昭和 41 年度に創設され、事実上、専業主婦優遇策として機能してきた。

しかしながら、配偶者のパート収入が 103 万円を超えると納税者本人が配偶者控除を受けられなくなる所謂「103 万円の壁」が配偶者の就労を抑制している、「共働き世帯」が増加する中で専業主婦を優遇している等の問題があり、現在、政府において廃止の方向で検討が進められている。

平成 27 年 6 月に閣議決定の『『日本再興戦略』改訂 2015』では、「女性の活躍の更なる促進に向け、税制、社会保障制度、配偶者手当等の在り方については、世帯所得がなだらかに上昇する、就労に対応した保障が受けられるなど、女性が働きやすい制度となるように具体化・検討を進める」とされており、政府はこの方向に沿って、所得税や個人住民税における配偶者控除の見直しを行うべきである。

②子育て世帯の支援

さらに、人口減少対策として、出産・育児に対する支援を拡充した企業に対して税制面での配慮を行い、共働きの子育て世帯を後押しするべきである。

(2) 地方拠点強化税制

政府は人口減少や地方創生を最優先課題と位置づけ、平成 26 年 9 月に設置された「まち・ひと・しごと創生本部」の下、さまざまな取り組みを行っているが、これらの課題克服には地方における「しごと」の創出が不可欠である。

これに資する税制として、平成 27 年度税制改正で、地方にある本社機能等の強化や、東京 23 区から地方へ本社機能等を移転する企業に対して、オフィス減税や雇用促進税制を行う「地方における企業の拠点強化を促進する特例措置」（地方拠点強化税制）が創設された。

実際の運用等に当たっては、地域の実情を踏まえ、企業にとって活用しやすいものとなるよう、できる限り柔軟な取り扱いをしていただきたい。

(3) マザー工場機能の拡充を支援する税制（再掲）

わが国のものづくり産業が競争力を強化するためには、優位性の高いわが国の技術力等を引き続き維持、向上していくことが不可欠であるが、マザー工場は、この点において非常に重要な役割を果たす。

さらにマザー工場機能は、地域の雇用増加、ひいては人口減少対策や地方創生にも重要な役割を果たすと考えられるため、第Ⅱ部2.(1)に記載のとおり、マザー工場機能の整備・拡充を支援する税制を整備すべきである。

(4) ベンチャー企業の育成に資する税制(再掲)

わが国経済の持続的成長のためには、産業の新陳代謝を促進することが重要であり、起業活動を活性化させるべく、第Ⅱ部2.(6)に記載のとおり、ベンチャー企業の育成に資する税制面での充実を図るべきである。

これらのことにより、新たな技術や産業が生まれ、これが雇用の増加にも繋がり、ひいては人口減少対策や、地方創生にも資すると考えられる。

(5) 中小企業の活性化に資する税制

中小企業は、わが国の生産基盤や技術基盤を担い、地域の雇用を支えている。換言すれば、中小企業こそが地域経済そのものであり、人口減少対策や地方創生のカギを握るといっても過言ではない。

しかしながら、多くの中小企業の決算は赤字となっており、経営基盤の強化が課題となっている。このため、中小企業が経営基盤を強化するために行う販路拡大や業態転換に対する税制面での配慮について検討をお願いしたい。

また、事業承継税制については、平成27年から要件の緩和が図られ、使い勝手が一定程度改善された。今後も、事業承継が一層円滑に進められるよう、中小企業の実態やニーズに即した形で使い勝手の向上を図って頂きたい。

さらに、企業の海外展開が進む中で、海外展開に係る費用の一定割合の税額控除やリスクに備えて任意に積立てた準備金の損金算入を可能とする措置等、特に中小企業の海外展開を支援する制度の創設をお願いしたい。

(6) 中心市街地の活性化・コンパクト化に資する税制

①中心市街地の再開発を促進する税制

居住圏域が膨張を続けてきた地方都市では、急速に人口減少・少子高齢化が進む中で中心市街地の空洞化が深刻な問題となっている。このような状況下で地方創生を実現するためには、民間投資の喚起を通じた中心市街地の活性化や、地域の特色を活かして市街地を賢く凝縮する「まちのコンパクト化」が必要である。

そのためには中心市街地の再開発が不可欠であるが、活性化の核となる民間事業については、平成26年2月の中心市街地活性化法の改正にあわせ、土地・建物や設備等の取得時の減税措置が創設されている。

一方で地方都市においては、中心市街地の再活性化は事実上、小規模事業者が担っ

ており、地方都市の活力維持と小規模事業者の起業促進は一体のものである。

したがって、減税措置を更に進めて、小規模事業者が市街地にて事業を開始しようとする場合に、一定の要件を満たす事で固定資産税等が減免あるいは猶予される等の配慮措置を検討すべきである。

②空き家の再利用を促進する税制

急速に進む人口減少・少子高齢化に伴う空き家の増加は、防犯・防災・衛生・景観等の面で悪影響を及ぼすとともに、地域の再開発や事業の妨げとなることが懸念される。中心市街地へ人や事業者の流入を促し活性化させるためには、中心市街地の空き家ならびに土地の流動性を高めることが必要である。具体的には、危険な状態の空き家については撤去、使用可能な空き家については利活用することが必要である。

既に多くの自治体で、空き家の撤去費の補助、インターネットで空き家の登録を募り購入者や借り手とマッチングさせる「空き家バンク」、空き家の購入者や借り手への補助など、様々な取り組みが行われているが、空き家利用のインセンティブを高める税制面での措置を検討すべきである。

③空き家の増加を抑制する税制

現状では空き家を取り壊して更地にした場合に、固定資産税や都市計画税の住宅用特例が適用されなくなり、税負担が大幅に増えるといった問題がある。

平成 27 年 2 月から「空き家対策特別措置法」が施行され、空き家の中でも早急に対策が必要な「特定空家等」に対して、行政が是正措置を講ずることとなった。しかしながら、その対象は「そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態」など、事実上、廃屋に近い状態のものに限られている。

そこで対象をさらに広げ、行政が対象地域のゾーニングを行い、対象地域については 2～3 年程度の猶予期間の後に固定資産税や都市計画税の住宅用特例を外す、といった措置を導入してはどうか。これにより、空き家所有者にとって空き家を放置する税制上のメリットが失われるとともに、土地等の活用を検討する時間的余裕ができるため、空き家の有効活用、ひいては中心市街地の土地の流動化が促進されるのではないかと。

④空き家所有者の情報へのアクセス制限を緩和する措置

さらに、空き家対策では空き家の所有者等の把握が困難、連絡がつかない等の問題がある。固定資産税等の課税情報から追跡可能な場合もあると考えられるが、現状では行政の納税情報の目的外使用には厳しい制限がある。

したがって、例えば目的や条件を厳格に限定する、もしくは納税者本人の承諾を得

る等の配慮をした上で納税情報を開示する等の方法で、必要な情報の共有も進めるべきではないか。

⑤事業所税の廃止

事業所税は、大都市の都市環境の整備及び改善に充てる財源の確保を図るために、昭和 50 年に創設された目的税であり、過密や混雑等の都市問題の解決に一定の役割を果たしてきた。

しかしながら、今日の都市問題はむしろ中心部の空洞化であり、店舗などの新規開設と地域雇用の増加に対してマイナスに働く事業所税は廃止すべきである。

(7) 耕作放棄地の活用に資する税制

農地については税負担が軽い等、保有コストが安いこともあり、休耕地を手放すインセンティブに乏しく、農地の有効活用が進まないといった問題が指摘されてきた。

平成 27 年 6 月に閣議決定された「規制改革実施計画」では、「農地の保有に係る課税の強化・軽減等によるインセンティブ・ディスインセンティブの仕組みについて、政府全体で検討する」との内容が盛り込まれ、実施時期については、「平成 27 年度検討、可能な限り早期に結論を得る」としている。

農地の流動化や代謝を促進するために、この方向に沿って、休耕地への課税を強化、耕作地への課税を優遇する等の措置が早期に講じられることが必要である。

(8) インバウンド観光客の増加に資する税制

政府が、2020 年までに訪日外国人客を 2,000 万人に増やす目標を掲げる中、円安の進行、ビザ発給条件の緩和等を背景にインバウンド観光客が大幅に増加している。

豊富な観光資源を有する地域においては、観光は地域経済の活性化に寄与すると考えられるため、さらなるインバウンド観光客の利便性向上を図るべく、免税店の開設の要件緩和や、免税手続きの統一や簡素化等を一層進めるべきである。

(9) 固定資産税

土地に対する固定資産税については、行政サービスに対する応益性がある。

一方で、償却資産に対する固定資産税については、行政サービスとの直接的な受益関係が見出せないため、地方税源としては適当ではない。加えて、諸外国に例をみない税制であり、わが国のものづくりに関わる産業の負担を高めていると同時に、負担が製造業など特定業界に偏在する不公平な税制である。このため、償却資産に対する固定資産税は廃止すべきである。

また、平成 19 年度税制改正により、法人税では減価償却制度が改正されて償却可

能限度額が撤廃された。しかし、固定資産税では家屋および償却資産に対して従来の制度が維持され、評価額の最低限度は取得価格の5%に据え置かれているため、少なくとも、法人税と同様の措置を導入すべきである。

なお、これらの措置による地方税の減少をカバーするためにも、地方消費税の拡充（後述）を図るべきである。

(10) 地方法人特別税

消費税率10%への引き上げまでに廃止すべきである。

(11) 地方法人二税、地方消費税

法人住民税および法人事業税からなる地方法人二税については、税の偏在性と不安定性という問題を抱えている。これらの問題を是正するために、地方法人二税を縮減して国税に編入すべきである。平成26年度税制改正で創設された地方法人税(国税)は、法人住民税の一部の国税化であり、この考え方に沿うものであるため、今後拡充されるべきである。

一方、地方消費税は、その地域の消費実態に対応して偏在性が少なく安定しており地方の自主財源として有望である。このため、地方法人二税を縮減し、代わって地方消費税の拡充を図るべきである。

これらのことにより、地方の安定的な財源が確保され、将来を見据えた持続的な地域社会の活性化に取り組む環境が整備されると考えられる。

(12) 外形標準課税

法人事業税は、企業が事業活動を行う際に地方自治体が提供する行政サービスを受けているという考え方に基づく税（応益課税）であり、事業活動の規模に応じて全ての企業が負担することが求められている。

しかしながら、課税標準は企業の所得を基準としていたため、欠損法人が7割を占める中で法人事業税を負担していない企業の方が多いため等の問題から、資本金が1億円を超える法人を対象に平成16年4月から導入されたのが外形標準課税である。

しかしながら企業は、法人住民税(均等割)、固定資産税、事業所税など、所得にかかわらずに課税される税を負担しており、さらに外形標準課税を課すことは、応益課税という面では4重の課税となる。

また、外形標準課税の付加価値割額の算定では、報酬給与額が多いほど税額が多くなることから、企業の雇用に対して抑制的に働く。これは地域の雇用創出ひいては地方創生に逆行する税制である。

以上のことから、外形標準課税については、基本的に廃止すべきである。

すぐに廃止することが困難な場合、廃止への第一歩として、煩雑で企業の事務負担を増大させている付加価値割はもとより、課税ベースそのものについて簡素化を図るべきである。

また、中小企業を対象とした外形標準課税については、上述の考え方および特に地域の雇用を担う中小企業の負担増となることから行うべきではない。

わが国法人の7割を占める欠損法人に対する適正な課税については、まず、これらの企業が安定的に利益を出せるよう成長に対する支援を行うことが必要である。また、所有と経営が一体となっている企業における「二重控除」については、合理性の高い税制を目指すべきである。加えて、マイナンバー制度によって税の捕捉を正確に行えるようにすべきである。これらのことにより、法人課税負担の公平感が生まれるものとする。

さらに、法人住民税（均等割）、固定資産税、事業所税、法人事業税の外形標準課税といった所得にかかわらずに課税する地方税全般について、受益と負担の関係を整理し、課税のありかたを再検討するべきである。

(13) 課税自主権

法定外税や超過課税に係る課税自主権の行使にあたっては、企業の地方進出を阻害しないよう、負担の公平性と合理性の観点から慎重に行われるべきであり、法人に対する安易な新規課税や重課はあってはならない。

7. エネルギーの効果的な使用に資する税制

(1) グリーン投資減税

平成 23 年度税制改正で創設されたグリーン投資減税により、再生可能エネルギー設備や、省エネ・低炭素設備への投資を行った場合、30%の特別償却、または7%の税額控除を受けられることとなった。

しかしながら税額控除を選択できるのは中小企業のみであり、エネルギーの効率的な使用や再生可能エネルギー拡大の観点から、大企業でも選択可能とするべきである。

(2) 燃料電池車の普及拡大を促進する税制

地球環境保全の観点から、環境保全に資する技術開発投資や製品の普及を促進するインセンティブとなる税制の整備を更に促進すべきである。

特に、究極のエコカーとして期待される燃料電池車については、わが国は世界に先駆けて量産車の生産を開始したところであるが、今後はその普及拡大を図るために、燃料電池車そのものへの減税・免税に加え、水素ステーション等のインフラ整備に対する税制面での負担軽減策の整備を要望する。

(3) 地球温暖化対策税

温室効果ガスの削減について、企業は重大な社会的責務として技術革新等の自主的努力を行っており、今後も継続すべきものであることは言うまでもない。

本会はかねてより、地球温暖化対策税制をわが国に導入しても、国際的に足並みがそろわなければ、租税負担のない国にわが国から生産拠点が移転してしまう結果をもたらすことが強く懸念されると主張してきたところである。

資源に乏しいわが国のエネルギー情勢を見ると、東日本大震災による原子力発電所の稼働停止を受けた化石燃料輸入の増加、新興国を中心とした資源需要の高まりといった状況変化がある。また、平成 26 年の秋口から原油価格は下落しているが、エネルギー価格の先行きは不透明であり、今後上昇に転ずる可能性も否定できない。

したがって、平成 24 年 10 月から足掛け 5 年にわたり 3 段階で実施される地球温暖化対策税制については、そのあり方を見直すべきである。また、少なくとも平成 28 年度に予定されている 3 段階目の引き上げを中止するとともに、平成 26 年度に引き上げられた税率について早急に元に戻すべきである。

8. 個人の活力向上に資する税制の整備

(1) 所得税改革の課題

個人税制の中心をなす所得税が持つ財源調達、所得再分配といった機能のうち、財源調達については消費税の役割が高まっているため、所得再分配機能に対する関心が高まっている。したがって、今や所得税の役割や構造を抜本的に見直す時期に来ており、見直しにあたっては実際の課題に見合った現実的な改革を目指す必要がある。

第 1 の課題は、中間所得層の活力維持・向上である。中間所得層は個人税制における税負担の中心をなすと同時に産業の中核的な担い手でもあるため、この層が勤労意欲を失ったり、税負担に不公平感を抱いたりしない税制を目指すべきである。

第 2 の課題は、真に税負担の軽減を必要とする低所得層や子育て世帯の見極めであり、これらの人々に恩恵が確実に行き届くようにするべきである。したがって、税制と社会保障制度が一体化した措置を講ずることによって、不公平感を生じない工夫を行うべきである。特に少子化対策については、社会保障制度により子育て世代が安心して子育てができるような環境整備を行うことに加え、2 人目、3 人目のインセンティブが働くよう、第二子以降の大胆な所得控除などの税制を、所得水準や各種の給付との整合を図りつつ設計する必要がある。

第 3 の課題は、所得税の給付付き税額控除を導入する場合の公平性の確保である。この制度を導入する場合は既存の各種給付制度との整合性を図るとともに、導入の対象や要件を明確にすべきである。特に消費税率を 10% を超えて引き上げる場合には、

中間所得層と低所得層などに対するバランスのとれた配慮、所得捕捉の不公平感（所謂「クロヨン」問題）の解消など、多角的に個人税制の制度改革を進めるべきである。

第4の課題は、所得税制全体のわかりやすさや合理性の向上である。わかりやすさの観点では所得控除制度の整理・簡素化、合理性の観点では勤労所得と資本所得の二元的所得税制度への移行について検討を深める必要があると考えられる。

（2）相続税

平成27年1月から基礎控除の大幅な縮小ならびに税率の引き上げが実施されたが、この課税強化により、都市部を中心に新たに相続税が発生、もしくは大幅な増税となる個人や中小企業主が増えることが懸念される。

加えて、相続財産への課税強化は、相続税が存在しないもしくは負担が少ない国への富裕層の移住を誘発し、それがなければ得られたであろう資産あるいは所得への課税機会が減少することとなる。これはわが国の税収にとってマイナスとなる。

これらの観点から、平成27年1月より実施された課税強化については、見直すべきである。

（3）贈与税

平成27年1月より負担が緩和する方向へ改正がなされたが、消費を活性化する方策の一つとして、更なる贈与税の税率引き下げを行い、親から子への資産継承をしやすくし、子育てなどで生活資金需要の旺盛な若年世代が有効に消費支出を拡大できるようにして頂きたい。

9. 複雑な自動車関係諸税の簡素化、負担軽減

揮発油税、地方揮発油税、軽油引取税、石油ガス税、自動車税、自動車重量税、自動車取得税などの自動車関係諸税は、複雑かつ時代の変化に合わないものとなっているため、改革が必要である。

第1は、体系的な整理・簡素化である。自動車関係諸税は、同一の課税対象に複数の税が名目を変えて折り重なる複雑な税制となっており、自動車の利用者に過大な税負担を強いているため、体系的な見直しを行い整理・簡素化を図って納税者負担を軽減すべきである。

第2は、課税の多重性の解消である。自動車取得税は消費税と、自動車重量税は自動車税との二重課税となっており、自動車の利用者の負担が過大となっている。自動車取得税については、平成26年度の税制改正大綱で「消費税率10%への引き上げ時（平成27年10月予定）に廃止する」としていたが、税率の引き上げが平成29年4

月に延期となった。このため、平成 27 年度の税制改正大綱では「平成 28 年度以後の税制改正において具体的な結論を得る」としているが、廃止を確実に実施するべきである。一方、自動車重量税についても自動車税との二重課税状態を解消するため廃止すべきである。また、ガソリンの小売価格については、揮発油税、地方揮発油税にも消費税が課される二重課税となっており、揮発油税、地方揮発油税に対する消費課税を廃止すべきである。

第 3 は、暫定税率から本則税率への変更である。揮発油税、地方揮発油税、軽油引取税、石油ガス税、自動車税、自動車重量税、自動車取得税などからなる自動車関係諸税は、現在、本則税率を超える高い税率が旧暫定税率のまま「当分の間として措置される税率」として課せられている。これらの税については整理・簡素化が本来の姿であるが、それが早期に実現しない場合は、少なくとも本来の税率である本則税率に戻すべきである。

第 4 は、環境性や安全性の向上の促進である。現在、燃費が良く環境に優しい自動車に対しては、自動車税の「グリーン化特例」による税の減免措置が存在しているが、これを継続することが重要である。また、自動車の安全性を更に高める観点から、高度な安全技術や装置が施された自動車に対する減税を検討すべきである。あわせて、交通安全や事故防止を目的とした安全運転支援のための車車間通信および路車間通信に必要なインフラ整備に対しても税制面での配慮をお願いしたい。

これらの措置により自動車の国内販売が拡大し、裾野の広い自動車関連産業の活性化が図られ、わが国経済全体の発展に繋がることとなる。

10. 社会変化にふさわしい税制の新陳代謝

(1) 納税者権利憲章

納税者の権利保護の観点から納税者権利憲章の整備を推進すべきである。欧米の多くの国や韓国等ですでに制定されていることに加え、今後、財政健全化に向けた取り組みを強化していかねばならない中で納税者の納得感を向上させていくためにも、是非とも必要な措置であろう。

(2) 印紙税

電子商取引が一般化する中、紙ベースの商取引にのみ課税される印紙税は、合理性を失っており、廃止すべきである。

(3) 事業所税 (再掲)

昭和 50 年に創設された事業所税は、過密や混雑等の都市問題の解決に一定の役割を果たしてきたが、今日の都市問題はむしろ都市中心部の空洞化である。

したがって、必要とされるのは空洞化した都市の再開発を促進する税制であり、店舗などの新規開設と地域の雇用増加に対してマイナスに働く事業所税は廃止すべきである。

11. 中部圏活性化に資する税制の整備

(1) 中部圏の産業高度化に資する税制

中部圏は、地域経済の発展を通じてわが国経済全体の繁栄に貢献したいと願っている。特に次世代自動車、航空宇宙、ヘルスケア、環境・リサイクル、観光などの各産業は、中部圏の産業高度化を担うリーディング産業と位置付けられる。これら次世代産業の育成にあたっては、研究施設・生産施設などに対する不動産取得税・固定資産税の軽減、研究開発費に対する税額控除の拡大、人材育成投資に対する減免措置の拡充など、各産業に係る税制について配慮がなされることを要望する。

次世代自動車について、究極のエコカーとして期待される燃料電池車の普及拡大を図るため、燃料電池車そのものへの減税・免税に加え、水素ステーション等のインフラ整備に対する税制面での負担軽減策の整備を要望する。(再掲)

(2) 先端技術開発の支援

(一財) ファインセラミックスセンター等の研究機関は、ファインセラミックス、ナノテク、次世代自動車、航空宇宙産業など、わが国の次世代を担う産業や産業技術の分野で研究開発を推進しているが、これらの中には公益法人改革の流れの中で、一般法人の地位を選択したものが登場している。

このような機関は、非営利性の高い実態に変化がないにもかかわらず、地位が公益法人から一般法人に移行したとの理由だけで固定資産税や都市計画税が新たに課されることとなった。

この結果、研究開発に係る資金が減少し、先端研究開発の推進が阻害されることになるため、引き続きこれらの税が減免されるような税制を創設して頂きたい。

(3) 総合特区制度における規制緩和の推進

総合特区制度は、先駆的取り組みを行う実現可能性の高い区域に国と地域の政策資源を集中することを目的に創設された制度である。

中部圏5県にわたって指定されている国際戦略総合特区「アジア No. 1 航空宇宙産業クラスター形成特区」については、平成28年8月に迎える期限の延長を求めるとともに、次の税制の整備を要望する。

- 国際戦略総合特区設備等投資促進税制の拡充
 - ・ 支援を受けられる最低設備投資金額規定の引き下げ、複数案件の合算値や協業・連携を図る複数企業案件の合算値の適用を可能にすること
 - ・ 適用対象に、受注・工程管理システムの構築等、生産設備と不可分な無形固定資産を加えること
- 本特区を対象とした研究開発税制の拡充
- 固定資産税の減免
 - ・ 償却資産に対する固定資産税の廃止
 - ・ 廃止が実現しない場合には、投資回収期間が長い航空機産業の特性に合わせ、償却資産に対する固定資産税の一定期間の減免
- 国際戦略総合特区における法人税の所得控除制度
 - ・ 現在、上述の投資促進税制と何れかの選択性となっているが、何れも適用可能とすること
 - ・ その上で、「専ら特区内」（特区内でしか認定事業を実施していない）となっている限定要件の撤廃
- 航空機製造に係る輸入品関税の免税化
- 飛行試験等における航空機燃料税の減免
- 教育訓練に対する税制の支援
 - ・ 中小企業等の教育訓練費用の税額控除を可能とすること

また、地域活性化総合特区として指定を受けた静岡県の「ふじのくに先端医療総合特区」、「ふじのくに防災減災・地域成長モデル総合特区」、三重県の「みえライフインノベーション総合特区」、浜松市の「未来創造『新・ものづくり特区』」、豊田市の「次世代エネルギー・モビリティ創造特区」についても税制面での支援などの配慮がなされることを要望する。

（４）中部圏における国家戦略特区の創設ならび税制の創設

国家戦略特区は、産業の競争力強化および国際的な経済活動の拠点の形成を促進するために創設された制度であり、平成 26 年 5 月に「第一弾」として東京圏、関西圏等の 6 区域が指定された。中部圏については「第一弾」の指定から外れたが、平成 27 年 3 月に愛知県を含む 3 区域（愛知県、仙台市、秋田県仙北市）が「地方創生特区」として指定され、8 月には「国家戦略特区」として指定された。

中部圏はわが国随一のものづくりの集積地であり、今後も先進国型のものづくり地域としてわが国の経済をけん引していきたいと考えている。そのため、今後の募集にあたっては、中部圏からの提案を国家戦略特区に指定頂くとともに、特区を対象とし

た税制の創設や整備がなされることを要望する。

(5) 中部圏における地方創生に資する税制

①中心市街地の活性化、コンパクト化に資する税制（再掲）

中心市街地の活性化、コンパクト化の必要性については中部圏も例外ではない。このため、6.(6)に記載の通り、「中心市街地の再開発を促進する税制」「空き家の再利用を促進する税制」「空き家の増加を抑制する税制」「空き家の所有者の情報へのアクセス制限を緩和する措置」「事業所税の廃止」について要望する。

②耕作放棄地の活用に資する税制（再掲）

耕作放棄地の活用の必要性については中部圏も例外ではない。このため6.(7)に記載の通り、標題の税制に関する措置が早期に講じられることを要望する。

③インバウンド観光客の増加に資する税制（再掲）

インバウンド観光客の増加の必要性については中部圏も例外ではない。このため、6.(8)に記載の通り標題の税制に関する措置が早期に講じられることを要望する。

④リニア中央新幹線の開業を見据えた税制

平成39年(2027年)のリニア中央新幹線の開業に向けて、名古屋および各中間駅の近隣都市では再開発に向けた検討が進んでいる。駅周辺の再開発のみならず、中部国際空港や各都市間のアクセスの向上についても検討が進められている。

今後、これらの検討が具体化する中で、中部圏のまちづくりに対して税制面での支援をお願いしたい。

(6) 寄附税制

個人の寄附税制は、平成23年度の改正で「市民公益税制」として拡充された。この改正は、認定NPO法人などの新しい公共の担い手を対象とした寄附について所得税の税額控除を可能とするものである。

今後は、地域社会の活性化や社会貢献の拡大に繋がるよう、寄附対象の拡大や税額控除割合の拡大などについて検討頂きたい。また、同様の観点から法人の寄附についても損金算入が可能な範囲の拡大について検討頂きたい。

以上